

北上市乳児等通園支援事業認可規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第34条の15第2項の規定により乳児等通園支援事業の認可を得ようとする者は、あらかじめ市長に協議するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定により協議を受けたときは、技術的助言及び指導を行うものとする。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項に規定する認可を得ようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に省令第36条の36第1項及び第2項に定める書類並びに市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

(意見の聴取)

第4条 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、法第34条の15第4項の規定により、あらかじめ、北上市子ども・子育て会議条例（平成25年北上市条例第24号）に規定する会議の意見を聴かなければならない。

(認可又は不認可の通知)

第5条 市長は、審査の結果、乳児等通園支援事業の認可をするときは、乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により、認可しないときは、乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(認可事項の変更の届出)

第6条 省令第36条の36第3項又は第4項の規定による認可事項の変更の届出は、乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。代表者を変更した場合も、同様とする。

(廃止又は休止の承認)

第7条 法第34条の15第7項の規定による乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認を受けようとする者は、乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、承認するときは、乳児等通園支援事業認可廃止（休止）承認通知書（様式第6号）により、承認しないときは、乳児等通園支援事業認可廃止（休止）不承認通知書（様式第7号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

乳児等通園支援事業認可申請書

乳児等通園支援事業を実施したいので、北上市乳児等通園支援事業認可規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業所の名称

- 2 事業所の所在地

- 3 事業区分

- 4 事業開始の予定年月日

様式第2号（第5条関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により、次のとおり認可します。

年 月 日

北上市長



1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業区分

様式第3号（第5条関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、次の理由により認可しません。

年 月 日

北上市長



理由：

- 備考
- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

乳児等通園支援事業認可事項変更届

乳児等通園支援事業の認可を受けた事項について、次のとおり変更をした（したい）ので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項（第4項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	

2 変更事項

3 変更年月日

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

乳児等通園支援事業認可廃止（休止）申請書

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止（休止）をしたいので、北上市乳児等通園支援事業認可規則第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業区分	
廃止又は休止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止（休止） 予定年月日（期間）	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

様式第6号（第7条関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

乳児等通園支援事業認可廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業認可の廃止（休止）については、次のとおり承認します。

年 月 日

北上市長



1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業区分

4 廃止（休止）予定年月日（期間）

5 承認の条件

様式第7号（第7条関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

乳児等通園支援事業認可廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業認可の廃止（休止）については、次の理由により承認しません。

年 月 日

北上市長



理由：

- 備考
- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。